基本目標3 豊かな教育環境の形成

【施策14】 教員の資質の向上を図ります

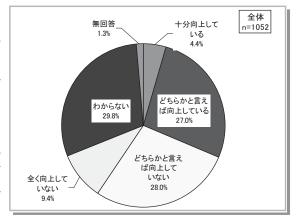
(施策の現状)

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は、教員の資質に負うところが極めて大きく、特に、「生きる力 ¹⁴」の育成や、いじめ、不登校など学校教育を巡る諸課題へ対応できる、優れた資質・能力を備えた教員の確保は、ますます重要となっています。

教員の資質・能力の向上については、採用時に優秀な教員の確保に努めるとと もに、日頃の教育実践や研鑽を基本としながら研修を行っています。

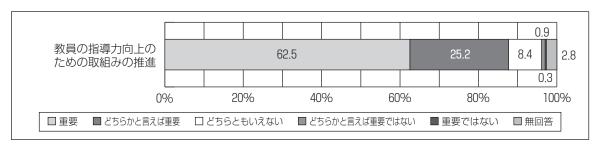
県民アンケートでは、本県の教員の指導力について、「どちらかと言えば」も含め向上していると答えた県民の割合は31.4%であり、「どちらかと言えば」も含め向上していないと答えた県民の割合である37.4%よりも6ポイント下回っています。

また、「教員の指導力向上のための取組みの推進」について、「どちらかと言えば」も含め、重要と答えた県民の割合は87.7%で、県民が特に重視しているという結果が出ています。



〔教員の指導力が向上していると感じる割合 (全体)〕

[各施策の今後の重要性について]



(基本的方向性)

・ 本県の未来を担う子どもたちの教育に携わる者としての適性を、より多面的 かつ公平・公正に評価し、優秀な教員を確保します。

¹⁴ 生きる力……14ページ参照。

- ・ 教員が教育に対して使命感を持ち、目標を定めながら、生徒一人一人の教育 的ニーズに応じたきめ細やかな教育を行うことができるよう、より高い自律心 と倫理観を育成するとともに、専門性を高め、実践的指導力の向上を図ります。
- ・ 学習指導、生徒指導等において日常的に努力を積み重ね、顕著な成果を上げている教職員を顕彰し、教職員全体の志気の高揚を図る一方、指導が不適切であると認定した教諭等に対しては、指導改善研修でを行います。

【今後の取組み】

□ 適切な教員人事管理の推進

採用や昇任に当たっては、人格や能力が、本県の未来を担う子どもたちの教育に携わる者としてふさわしいかどうかを、より多面的かつ公平・公正に評価・選考し、優秀な教員を確保し、適材適所に配置します。

□ 教職員目標管理制度 "の効果的な運用

教職員目標管理制度"を効果的に運用し、学校目標を踏まえた教職員一人一人の自己目標による職務遂行能力の向上と学校組織の強化を図ります。

□ 教員研修等の充実

教員の資質・能力の向上を図るために、今日的な教育課題に対応する研修や教員のライフステージ¹² に応じた研修、教員の服務倫理に関する研修等の充実を図ります。

□ 教職員の志気を高める施策の推進

学習指導、生徒指導等において日常的に努力を積み重ねている教職員を県民 に広く紹介するとともに、特に顕著な成果を上げている者を表彰することなど により、教職員全体の志気高揚を図ります。

¹² **ライフステージ**……12ページ参照。

⁷⁶ **指導改善研修**……教育公務員特例法の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切である教諭 等に対し、指導の改善を図るために県教育委員会が実施する研修。

⁷⁷ 教職員目標管理制度……従来から実施している勤務評定に加え、平成18年度から教職員の職務 遂行能力の向上と学校組織の強化を目的に、本県において導入した評価制度。

□ 指導不適切教諭等制度 78 の適切な運用

指導が不適切である教諭等については、各学校における早期の把握・観察・支援に努めるとともに、県教育委員会が指導不適切教諭等と認定した場合には、教育センター等において指導改善研修 ⁷⁶ を行うなど、指導不適切教諭等制度 ⁷⁸ の適切な運用を図ります。

〔施策14 指標〕

指標名	現 況 値	目標値	備考
任意研修(専門研修 ⁷⁹ ・職	H20年度 95.4%	H26年度 100%	
能研修 80) の定員の充足			
率 (県教育センター)			
教職員目標管理制度 " に	H20年度	H26年度 適切に対応する	モニタリング指標
関する研修を含む管理職に	各教育事務所1回(7回)		
対する研修会の数(県教育	新任校長研修会1回		
センター、各教育事務所)	新任教頭研修会1回		
	計 9回		
特別支援教育に関する校内	H21年度 21.4%	H26年度 100%	【関連施策】
研修を実施した学校の割合			施策 5
(公立幼・小・中・高等学			
校)【再掲】			
コンピュータで指導できる	H20年度 63.9%	H26年度 100%	【関連施策】
教員率(公立小・中・高・			施策 6
特別支援学校15)【再掲】			

¹⁵ 特別支援学校……15ページ参照。

⁷⁶ **指導改善研修……** 5 8 ページ参照。

[&]quot;教職員目標管理制度……58ページ参照。

⁷⁸ **指導不適切教諭等制度**……指導改善研修を実施するため、県教育委員会が、指導が不適切である教諭等の認定、研修実施後における指導改善の程度の認定、学識経験者・保護者からの意見聴取等を行う制度。

⁷⁹ **専門研修**……教育課程実施上の諸課題への対応、教科等の指導力の深化及び社会の変化に対応 した教育活動等を主な内容とする、学校教育全般にわたる教員の専門職としての識見、力 量を高める研修。

⁸⁰ **職能研修**……学校の実態に応じた教育課程や諸教育活動の展開に資する、校長、教頭、教務主任等、教職員の職責・職能に応じて求められる資質や能力を高める研修。